

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 39 号

訴えの提起について

県営住宅の明渡請求及び延滞家賃等の支払請求について、次のように訴え（和解を含む。）を提起することとする。

令和6年11月12日専決

熊本県知事 木村 敬

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬

被告 個人（7人）

2 事件名 県営住宅明渡し及び延滞家賃等支払請求事件

3 事件の内容

被告らは、県営住宅の家賃を延滞しているため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項に基づく県営住宅の明渡し及び延滞家賃等の支払を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、延滞家賃及び訴状の送達日以降県営住宅の明渡し済みに至るまで1か月につき家賃相当額の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。